

# ～浄化槽をお使いの皆さまへ～

浄化槽をお使いの方は、年に1回清掃することが義務づけられています。

河川等の環境保全のためにも浄化槽の適切な管理をお願いします。

## ◆清掃料金の補助について ※自身の居住する住宅のみ

市内の下水道が整備されていない、または下水道が供用開始されてから1年以内の地域で、清掃を行う住宅に住民登録のあるご家庭に清掃費の一部を補助します。清掃業者が補助額を差し引いた残りの額を請求しますので、その金額をお支払い下さい。ご不明な点等ありましたら、浄化槽担当までご連絡ください。



浄化槽の清掃を  
1年に1回以上  
行いましょう。

～お問い合わせ～

あきる野市都市整備部  
生活排水対策課浄化槽担当  
電話： 042-558-1111  
内線： 2752

～裏面もご覧下さい～

# 浄化槽を使用される方の3つの責任

## 1 保守点検を定期的に行いましょう（浄化槽法第10条）

保守点検は、浄化槽のいろいろな装置が正しく働いているかを点検し、装置や機械の調整・修理、異物や汚泥の状況を確認します。通常実施される年1回の清掃以外に、汚泥の引き抜きや清掃時期の判定、消毒剤の補充といった作業を行います。家庭用の小型合併浄化槽では4か月に1回（処理対象人数が2人以上のものは3か月に1回）以上行うよう定められています。保守点検は、知事の登録を受けた保守点検業者と契約を行って下さい。

・保守点検に関する問い合わせ先

東京都 多摩環境事務所 廃棄物対策課 浄化槽担当 ☎ 042-528-2692

## 2 清掃を1年に1回以上行いましょう（浄化槽法第10条）

浄化槽に流れ込んだ汚水は、処理の過程で必ず汚泥や異物といった泥の塊が生じます。これらが溜まり過ぎると浄化槽の機能に支障をきたし、処理が不十分になったり、悪臭の原因になります。そこでこうした汚泥を槽外へ引き抜き、附属装置や機械類を洗浄したり、掃除する作業が「清掃」です。年1回以上（全ぱっ気型は半年に1回以上）実施しなければなりません。清掃を実施する場合は、浄化槽清掃業の許可を区市町村から受けた業者に委託してください。

・清掃業者連絡先

秋川地区 (株) スイーピングサービス ☎ 042-597-6112

五日市地区 (有) 五日市清掃 ☎ 042-596-0517

## 3 法定検査を1年に1回受けましょう（浄化槽法第11条）

浄化槽法では、浄化槽管理者は「水質に関する検査」を受けなければならないとされています。日頃の保守点検や清掃の状況や浄化槽からの放流水が周辺環境を汚していないかをこの検査で確認するもので、大変重要です。この水質の検査は、浄化槽法で定められていることから、一般に法定検査と呼ばれています。

定期検査（浄化槽法第11条）は、年1回受けなければならない検査です。

この検査は、東京都知事の指定した検査機関に、浄化槽管理者（浄化槽の所有者）が検査を申し込むことが必要です。

・東京都指定検査機関

公益財団法人 東京都環境公社 多摩分室 ☎ 042-595-7982